

貞丈雜記

一

73
6822
1





門 3  
號 6822  
卷 1

伊勢平蔵貞丈先生著述

# 貞丈雜記

東都書林 文溪堂發行

昭和41年12月20日  
原安三郎氏贈

貞丈の雜記序

老書をわが我る社父伊勢平蔵

貞丈の海軍の晩年の海軍の上

しつゝ二つある老書は子孫傳へ

をいふはなほと未だのまじり

をいふはなほと年月をいふは

しつゝのまじりて家父因田先生



雜記序



此書成りそのかゝる千賀を去ればの  
跡のりつて之を得るおもしろきを  
ら〜し情事成遂〜とて想  
来〜の様り元在同志は様  
まは〜し〜あ〜ま〜あ〜あ  
ま〜ん〜こ〜を〜ある甘きあのあ  
つたよ子多持〜くゆ〜二の同  
志〜から生あ〜の海に航軍  
わ〜ら〜り出松授手〜とて様  
行成ゆ〜ま〜あ〜ま〜

天保十四年六月音 伊弉密次郎貞友撰

源 春城謹書



奥文雜記序

抑々の安齋先生武家故實の有職を  
こころあまねく世人の知るところを  
はと何となくいふ然るに何れも著述  
をせしむるの百をこころあまねく  
け書れ先生好年一軍有九ノリ  
筆を執るは生涯の事記也かねて  
あり其のまはり記をいふ文は曰  
け雜記の秘子孫家傳の古書とす便に



あはれなり又人よあま同くわんごす  
返答のたぢけまもるわんごすもあま同く  
ありあはれも願ふまゝかゝるゝあま同く  
ふ事入一也子孫も一清書一  
改めたり書もる本文の字もあま同く  
このま廣曆十三年癸未の正月十日より  
あま同くあはれもあま同くあはれも  
あま同くあはれもあま同くあはれも  
あま同くあはれもあま同くあはれも

清書はあま同くあま同くあま同く  
之もあま同くあま同くあま同く

又云一年とあま同くあま同くあま同く  
あま同くあま同くあま同くあま同く

伊勢平家貞公文



あま同くあま同くあま同くあま同く  
貞春先生のあま同くあま同くあま同く  
草葉本のあま同くあま同くあま同く  
あま同くあま同くあま同くあま同く



傳はるゝ意請玩味しけるふ一事を  
可く子記されみし種々子出入るある  
て及ぶ不傳ありん部類とあり  
知れぬ補正とあると書段の  
頭書子ありてを審く本文子ありて入  
る事と何んらんとの子とをぬ追考  
の説ある故に後記書子何んて解  
半きこの故ありか情半しと秘書  
情をなすもの有益の書と松より比

しらぬあかひのんらん依るる亦とらん  
しと貞丈先生の多澤と水書子傳  
あるにのりなくいそむのりある  
あつ果んては伊勢貞友先生のつら  
ち笑くさるまねしるまに布てしむ  
按平一つはり持りし書子まきが出  
はらへしとあひぬさのよのあひま一平  
しとこのはらへしと記はるもの源のきなり



貞丈雜記

物目錄

卷之一

禮法之部

祝儀之部

卷之二

人品之部

人物之部

人名之部

*[Faint, illegible handwritten text, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*



卷之三

小袖之部

烏帽子之部

卷之四

役名之部

官位之部

卷之五

裝束之部

卷之六

飲食之部

卷之七

膳部之部

酒盃之部

輿之部

卷之八

調度之部

卷之九

書札之部

進物之部

卷十

雜記一



弓矢之部

卷之十一

武具之部

卷之十二

刀劍之部

卷之十三

馬之部

馬具之部

卷之十四

家作之部

座鋪飾之部

紙類之部

皮類之部

卷之十五

鳥目之部

鷹之部

物數之部

言語之部

卷之十六

神佛之部

雜記一



諸結之部

凶事之部

雜事之部

書籍之部

惣目錄終

貞丈雜記卷之一上

禮法之部目錄

- 一 天下禮法之事
- 一 禮節之事
- 一 扇子物を戴
- 一 扇の扱古今相透
- 一 進退
- 一 蹲踞
- 一 左膝立レ故實
- 一 伊勢流之事
- 一 扇之扱法
- 一 扇を笥に取
- 一 扇の扱古今相透
- 一 式退
- 一 送足
- 一 古ハ禮を專トと云

雜記一

四〇



- 一 足ありのし禮あり
- 一 膝行
- 一 武家禮法乃書の事
- 一 目禮
- 一 つめおしき之事
- 一 三足た器
- 一 細川流之事
- 一 ふあつけもの事
- 一 手熨斗之事
- 一 役は従ふ時禮あり
- 一 わらんびの事
- 一 行列鎧長刀の事
- 一 陪臣猿樂御目見
- 一 平伏
- 一 せめる馬は禮あり
- 一 庭上乃禮
- 一 禮儀指南
- 一 大名の内乃者
- 一 猿樂田樂御目見
- 一 沓乃禮

- 一 三儀一統の事
- 一 書札禮之事
- 一 習禮
- 一 却成と云事
- 一 拍手事
- 一 腰卷取扱
- 一 諸禮と云事
- 一 諸禮家之事
- 一 政實と云事
- 一 物乃喰様之事
- 一 天のさの手
- 一 左右膝立居の事

祝儀之部目録

- 一 祝と云事
- 一 婚禮輿舁出車
- 一 床盃之事
- 一 婚禮悪魔をよひの事
- 一 三ツ目の餅之事
- 一 祝儀進物之事



- 一 四の字を忌む事
- 一 たのみ之事
- 一 元服之事
- 一 女乃元服之事
- 一 髪置之事
- 一 男子髪置
- 一 袴着之事 ニヶ条
- 一 鉄醬附り丸之事

- 一 結納之事
- 一 椀飯之事 四ヶ条
- 一 公家衆元服之事
- 一 ぬのをき之事
- 一 かり元服之事
- 一 帯おを祝
- 一 女乃袴着

貞丈雜記卷之一

禮法之部

一天下の禮法ハ上古ハ天子ト聖定め出さるるを天下の人々  
 此禮法を守り一也謙倉將軍賴朝々より武家乃威  
 勢強々公家武家トニツヨリて公家ヨハ公家の禮法  
 を守る武家ヨハ武家の禮法あり京都將軍義滿公の時  
 一として武家の禮法盛々傳り公家の外地下の者こ

伊勢貞友

同

千賀春城

校

岡田光大

校



とゞく武家の礼法をさるるよりそありたる我先祖伊勢  
守ハ代々京都將軍の政所職ミコトヨシをうけ継ぐ御所奉行を兼勤  
せし將軍家敵中の禮儀作法ハ皆伊勢守の司ツカサごとのよし  
まじりて將軍家禮法の記録多く傳りしは應仁の乱は多々焼  
失ウシてたりとせむとも夫より後の書とも家子傳へてあるより  
て京都將軍の礼法乃家々世々もさる伊勢儀とて人の名  
付ツケふ事ハありたる也

一 我家は傳へ来りてその礼法亦実々京都將軍の武家風あり  
まかりて流儀を名はけしをも足利流アソカノリといふべき事ハ礼  
とも世上ありたる極まりなき伊勢儀とて也

一 禮節レイセツと云事美名人を以て法ホドしきうやまひしやし美人を以て  
あどけす同一位の人を美人を先だてて我ハ後りしるを礼  
と云也うやまふ美人をうやまふハ魚川イサガハの也いやむ  
まじき人をいやむはむらハ物なり也後つらひもあくおごりも  
あくは身の位おどろししてさるるよりあく及ぶるよりあく  
よき程あるを節セツと云あり

節の字をホドヨシと云む  
よきなりと云む

一 美人の以前へ出る時扇を腰にさして出るとは古ハ不禮とせ  
す扇を懐フふよりハ吾礼也京都將軍の代も中比より扇を  
さして美人の以前へ出るを不礼とせありしは後日記  
に及ハえたり 配膳ハイデンあどけの時ハ落ハちがれし物あどけ扇

慶長武家より美人  
の節セツと云事  
御史大夫文室真人  
浄三以年悉力衰儀  
部時廳官中持扇策  
杖此文室中二扇を  
持ツをゆらさる  
より及代ハハ扇を  
羽服の具として檢







扇を美人の前へ腰を挿ししる事又えりり皆れ儀を

正し謹で物り時のみ也古の禮也

宇治拾遺物語卷五に云鬘るは  
おのこは六十をりあひがは

兄のそいおどちこすへう日なきうりうり白きうりきよは好り女のさぬのささあは  
あひきこりははははとあおめしおきれてこころうりうり扇を扇ふてうり  
まうりうり又巻十世に刑部権とつし殿官ひん切げは白髪をどりうりうりうり  
ぬはあはれききうりうりうりうりうりうり扇を扇ふてはさききうりうり  
しるしるし

扇を美人の前へ腰を挿ししる事又えりり皆れ儀を

美人は物語あとするは扇を扇ふはさききうりうりあはれ儀

あはれ儀は扇をさすべし酌する人の扇さす人さききうり

酌并記はさききうり美人のさききうり扇つるさききうり

さききうり書ふは扇をさすべし酌する人の扇さす人さききうり

すのハ其れはあはれ

但世上の人介ハ一統ハ扇也カギはるは美人の前へさ  
さききうり言世の風俗のうりうり一人をさききうり扇つるは  
古実あはれは扇をさすべし酌する人の扇さす人さききうり

一 扇を美人の前へ腰を挿ししる事又えりり皆れ儀を

ゆきこはれはと書之儀の字はさききうりうりあはれ儀

字ハ元来あはれ字也儀の作り字也

一 扇を美人の前へ腰を挿ししる事又えりり皆れ儀を

あはれ儀は扇をさすべし酌する人の扇さす人さききうり

あはれ儀は扇をさすべし酌する人の扇さす人さききうり

人は食物をくらするをさききうりうりうりあはれ儀

人は食物をくらするをさききうりうりうりあはれ儀







中々と川に遊び上座をうらふ時中々物を持てま  
る也流るるをむく酒のあまらぬ一とてまらぬ也

一 昔は書使あてか  
は幸ノケ茶ニ云先  
人にてアテ付あ  
のハ中程一かてん  
下りてきて長て

一 古ハ美人の御参り初修りまらハ左のむぎを立左のひしを  
あせまを座一とて也宗五一冊被書よ云人々お伴の事美人  
の参りまらひのむぎを左の方をまらあまらまらつりハ物の時ハ  
むぎあせま一とてまら左のむぎをまらあまら座付の時ハ  
人の参りまらハむぎを也酌をまら時ハ左のむぎをまら也  
糸一園書酌被記等まあり今の世まらハ一とてむぎをまら  
むぎの松よむぎ也古ハ一とてむぎをまらむぎとす  
一 古ハ豊まら一とて人ハ行あひ又ハ人の犬退物等感る也

何れ大的小的あり時々も場而也き遠か遠の時又ハ野山  
や幕ありお抄身せまらあまらむぎをまら時又ハ神社佛も  
の参りまら時又ハ三職ありの門参りまら時又ハ川ケり  
指あり人のまらあせまをまら時又ハ幕をまら一とて人物川り  
は行あひ一とて時何まら向の人ハ我知ぬ人あり一とて必下  
馬一とて通る也中馬まら向の人ありハ使をまら一とてめ  
れハ一とてれをまら一とて也人のせあるまらあまら下る一とて通  
る也せむらまらハれ候あり一とて古法ありまらせむら  
人ハ人ハれまらハせむら打一とてせむらありまらせむらのれ  
まら今ハ後てあり人あり一とてれをまら一とて也















高だん一一枚まふ又細川殿ありを上の目録同前彼  
以一人の跡りぬはふ又云陽具只一人してわきうて出い中書  
細川殿の跡り一人して持来い言ぬはうりぬ言もたす

一人の礼儀作法を指南する者ハ我々も持を請ひし礼儀を  
印しすて一我々も不禮不義をしる人乃指南ハ叶へり  
ふは是伊勢も代々此家法あり

一賤き身として貴人をおそれずやまふざる人を為つべし  
あき人にとおめぬ者ありは非ありそをくれば義ありべし  
あき川にけ者く美人をたつのももくやまふをくればす  
也我々徳の爲よしやまふまふをくをくやまふを爲つべし

わきま也武士のまふりも事あり美人をくやほふいぬり  
ふひよあすれ也

一大名の内乃者 公方此陽家臣をくやまふ事をもく人  
をくやまふハあす 公方の御威勢を無きくやまひは  
る前也然るも大福をく大名の内乃者が小禄をく  
公方此陽家臣をくあふどりくやまふをくハ公方無き  
まふるといふ者也陽馬陽家臣を 公方の以物イモノをく人恐  
れて會エ歌ウタをもく也や 公方の御人をく無礼も  
海ウミ事也又陽家臣くる者ハ多くと小禄ありとも  
大名の内乃者あふまひかむくすまひくわ







礼云云ハ田樂様ホウセいの者ある上由あるに  
る時ハるより物もさあ左の番付ぬき礼する  
事ありきをうら川内礼も也但し其が事ありき  
もの法ハあす物も御あり左右をぬききり  
云々（るより物もさあ左の番付ぬき礼する）  
常ハ儀ホ田ホ下下せぬわへし

一鹿苑院義満將軍北御代小笠原兵庫助長秀今川左  
京大夫氏頼伊勢武藏守満忠或ハ義忠ト云此二人は御作付天下  
の礼法の書ありみ定しき書を當家手法集ニ儀一  
統大双紙と号し由世の人イハシ書しし由し儀一統  
と云書しし事久えり尤れハ傷也右の氏頼満忠

又憲忠一ノ家ノ系圖ヲ云々長秀ハ小笠原ノ系圖カ  
長秀一人の私ノ書書キテ書キ後の人序文ヲ作  
加へテ之家の由成りあり一儀一統と云名ヲ付當人  
ノ也亦名ハ當家手法集也此書ハ一統將軍の御  
承テ書キ物ト云及々テカノ義満ノ時定レ一  
法の書ハ應仁の大乱ニ終矣せる由道照墨系ト云々  
又南朝記傳ト云書キ義持將軍の御代應永二年小笠  
原長秀今川範忠伊勢貞行ヲ作セテ武家の礼或  
定トあり代々ト云今川伊勢の家傳ト云事及々  
小笠原の家傳ト云三人の名も時代も又お遺し



三家の人礼式を定むるに信用しきり別々ニ属

一統轄とて書き委く記し置く也

一諸禮とて事似近代いひかへて指南する者あり諸礼  
いものれあり馬の禮度補立あるまゝの礼歌連歌  
の礼書れの礼翰の礼庖丁方の礼鷹の礼茶の礼香の礼  
此外諸道の礼を教ふるに諸礼とて也如古事古の  
事也公家より公家の礼あり武家より武家の礼あり諸  
藝より付くは道々依て礼あり一人より諸家諸藝の  
禮にありつゝされども又知りて礼をとりては家々の如  
きしるすは家々ありされども指南とては事々

あらず武家いへば武家の礼をとりをせむべし我々の  
家より山室町將軍殿中の武家屋敷にありまひの礼  
服嫁禮等の礼の礼あり外に知りては外の事々  
指南とては事々ありて外の礼は各々家々知りて  
我家より知りて事々知りて人の家の事也我々  
より指南とては事々あり

一近代古より大に遠のく物ハ書れり礼也書やうも文言  
も巻摺封帖にありて遠のく古法少も用はれり  
近代の人の風俗大各あり其おとりの礼をいひ  
おとりの礼をいひてやまひて書法をいひ



禮節もさう也今の世は風俗も奴りうさありたきふ  
べきもあらずうねの礼ハ公儀より改路はさねは  
也私に是れをいふべし又書れり礼のみも浪  
今私に汝法いごし

一今世は江戸や諸君若くはふき多うハ小笠原信と右  
まてくは指南す也こも右礼ハ小笠原右近を史貞慶ハ  
信子小池甚く忠貞成と云者あり右近を史貞慶ハ  
ハ彼流儀を習ひ傳へて才子教多ありこも才子の中  
右之前を史久也と云者あり久也ハ才子ハ水嶋傳左衛門  
也こも若あり後ハト也と号スレ比

學文シテ和漢ノ古  
書ヲ見タル人ハ  
リ事ヲ信用スル事  
多ク水嶋信十ドヲ  
信用スル人ハ皆  
無學文盲ナルカ故  
ナリ

常憲院極の若君 徳松極御設置の御祝ありしハ御白  
髪を堀田對馬守正英献上せし事也 傳おれ世を對馬  
さうハ水嶋を命し御白髪を調へて世に献上せし事  
たり此事ありしハ世上は名高し成り才子もおび  
しうり也此水嶋ハ云者小笠原家より其事をおし  
おしり出して指南ありしハ其事を史傳へて水嶋ハ才子  
乃又才子と云ふ世に思ひし事ハ其作事ありし  
て世を和みうすより今ハ小笠原信と名高し者  
大皆一様ありし事古実を失ひし事多し其書  
信ありし事ハ其作事ありし事ハ其作事ありし事



をくくつ笑ふ一事多し小笠原家よりいささ迷感  
ありし今世に弘くありて書を諸大名あどもく水  
端信を用ひしあり多量物なりし人小物なり  
初はす日事也くありし事ありずや然るに極の事  
を之ぞ人の爲にありしはいささ成り極なり云々  
一ありし水端の借書を不持するをありし借り元  
小の書の事奥書あり如左  
右何れの書古事新事文合初學爲門才綴之而  
深令秘早後學可改予也者也穴賢

年月日

永嶋ト也元成

新編基日記寛正  
六年八月十一日石  
清水八幡宮放生會  
上御所習礼於所  
有之

右、如く見えたり古事新事文合とありしを以て  
也がなかりしはく事なりしとありしを以て

一習禮ト云ハ其川け方故習ふ事也古今著聞集建長六年  
橋南東ト

云人ノ 卷三公事此部ニ云後多羽院のり大内、以幸  
作也 ありし白馬節會乃習礼存ありし將軍御元服記

云御習禮以下每事攝政家二條殿被指南申云

一故實ト云事言語之部ニ記ス

一天子の御出を行幸ト云院の御出を御幸ト云院トハ天子ノ  
以隆居ナリ  
行幸も以幸もすべしみゆきと云將軍此御出を御成  
云御成ト書くは室町殿の比りの事此謙倉御軍



の比ハ御行ト書多ク東鑑卷十一建久二年辛未八月六日壬午御稜徒之後有

御行始之儀云御行を以ありともむ也御行ノ二字ニテ

御ありき也あつきのきの字を畧してありとも也御

ノ字をおんとを多ク云お音のうひりあてありとも也

と云也以ありとも云詞付て御成と字を書きと云也

御行ト書事ハ也謙会年中行事ハ也御行始ト書

リ謙会年中行事ハ望町殿時代ニ書と云書ありとも御行ト書と云ハ字を用也

一物の食様あつきの事古事談徳大寺大饗宇治左府令

尚給之時如法令食給事畢之後別足之食様見習

ハントテ人々群寄見ケレハ継目ヨリハ上ヲスコレツケテ切タ

リケレヨカゴマツリタル方ヲ一口令食給タリケリト見タリ

大饗トハ大臣ノ大饗トテ大臣ニ任セラタル人其祝ニ數多ノ客人ヲ招テ饗應セラレハ  
車ト云其時ノ正客ヲ尊者ト云尊者ハ必大臣タル人来リタマフ也其日舊訓トモアマタ舊  
ヲスエテ客人ノ在座敷ノ庭ノ前ヲ渡ルナリ是ハ客人食料ノタメニ鳥ヲ取ラヌル由ヲス  
ル也舊ノ鳥ト云ハ雉ナリサレバ大饗ニハ必雉ノヤキトリヲ出スナリ別足トハ雉ノ腹ノ  
骨也能目トハ鳥ノ足ノ骨ノツカヒメ也足骨ノ節ノツカヒメヨリハ上ノ方ノ肉  
ヲ取レ付テ切テ焼タルナリカ、マリタル方トハ足ノ節ノカゴマリタル方ト云ニ云ル也

宇治左大臣殿乃雉の焼香ヲ喰ひやうを足習いんとて  
大勢の人々むかひつれしむをろあり古代ハ禮式

故実を大事と云ふべし事を思ひやり考べし是ハ公家  
乃故実也武家ハ物物の食料あつきの仕付方あるも太の

類也

一拍手事

拍手ヲカレハデト云層セリ拍手  
付ハ拍手林に誤テラニタル也

神代ヨリ傳り日本上古の



禮也人々適時先づ手を打をねとあくる之後代ハ拍手  
礼也とせり行ハ礼也然レ今も神前ニ向テハ手を打  
て拍をす也是レ我國の古礼也故レ神前ニテハ手  
を拍也我拍子の神佛  
の祀見合

一 天乃さうまう川とつる日本記并伊勢物語等云々云  
より天と天の事ハ皆天をさへ云云とさうまうと云  
代の礼あまハ天のさうまうとさうまうハ退也退くと  
さうまうと云人の前ニ進テ退ハ肘又手を拍川是進  
見るの礼也退ハ肘又手を拍テ退ク是退出の礼也  
アマノサカテノアマヲ海人ノ事ト云流アリサカテト海邊をカキノル事ト云  
云色トサマノ邪説あり用ハカラス逆ト云

ウチチ人ヲ呪咀キク身ト云ハ伊勢物語の云ニ合フヤウニ作リ  
女ル洗ナリ是レガコトナリ用ハカラス

一 女中衆配膳酌等ハ時腰巻取扱ニ事武雜記伊勢下總寺  
貞久が記也

云女房衆酒ハ事腰巻を免スレハ粉成肘ハ左アリ

盃の臺と腰巻を免スレハ右アリ

さうま物花ヒサ五斤ヒガウキ五ノ十カハ五フヒシライヤリ脚船スルニ云フナシあり又女房ノ酌はさうま

しを指立系事あり唯いさうまをさうまにせしむる脚

酒業ハ肘ハさうまあり物よいく取扱あり物

女中衆配膳酌等ハ皆立みありさうまに候

物あり女腰巻ハ肘ハ取扱ありさうまの者ハ

右はめさうまに取扱ありさうまに候



予も何り口傳云腰巻は其の背中縫目ヨリ大蘇一尺布下同ヲ無地カト多し其の内付ハナリは内ウヒヨシ然ヨ  
らそせ就振へ糸あてており付まて帯の関とあ方た  
を伝へておる

一左右膝立居之事大和守積奥傳ニ京極宮諸大夫 滋野井殿同説起居ノ時

右ノ膝ヨリ立ハ懐中ノ扇帖紙タウカミヲ不落タメ也左膝ヨ

リ突モ其心得也然レ氏尊者ノ側ニテハ尊者ノ方ノ

膝ヲ先ニ突テ起時ハ後ニスヘシ其證九條殿年中行更

ニ見ヘタリ江家次第ニモアリ江家次第内并細記云次

向乾再拜先突右膝次起時左膝為先九條殿記云

九拜時先突左膝是為令懐中扇帖紙不落也然而

此拜先右足屈御前方欵



祝儀之部

一 祝イハヒと云ハ神を祭ミツる事也元服婚禮ハ外の祝イハヒの事ニ

公方極大名御成の時ニ二重折ニ並鯉ニ並鳥ニ糴イハヒ子イハヒあど

祝儀イハヒ忠ニ並ニ神ニへニあニくニもニ借物モツ也ハ然レもハ今ハ只

産後ウマのかざり物ニとハ乃ハくハあハやハまり也元服御

成イハヒあハどハ軍神を祭ミツり嫁イハヒれハ伊勢イセ諾尊ノカミ伊勢イセ丹尊ニ

を祭ミツりハ水神を祭ミツりハ外ウチ常トコ信シノ神カミ

うハ殿ノ氏神ウヂカミをもハ祭ミツりハ息イハヒ延ノ余ノ武運ムクニ長トシ久シ子コ

孫イハヒ繁昌イハヒ祈イハヒる事ニを祝イハヒと云也神國カミクニの風也

一 婚禮イハヒの行列イハヒの中ニ惡イハヒ魔マをハひハとハまハけハもハおハをハ

置馬遺經ノ事末ニ



しげある女の顔カホをまじりしむる色カシをうらみ  
て古例も由事  
ある事あるべし我家も傳へる京都將軍時代の故実  
又一向ある事也依て不用

一婚禮の母の死君の喪コトをうらみ出さるるしを前より  
死に乃喪をうらみし事今世上もやむ之を婚  
禮といひ悔カる事を思ひ死人の悔カぬ物也をれはあ  
やうに悔らぬ為に如くもいふ事あり  
婚ハれ人乃大禮也子孫繁昌の爲也然も死人の  
事ハをすむいふ事也死人の事ハをすむ

いとくものころきよめ君に必返さるる也くはぬは  
ら君の死にありし事也死人の事ハをすむより婚ハれ  
乃前もむらぬのいふはあうとあうとめこの孝行の  
事ハありしを教へてあを正ニ直ニ柔ニ和ニは持極ハせむ悔ハ  
事ハありしをいふこと返さるるべし又死人の子ハをすむ  
よシ舅ト結トへ不孝ありば必返さるるべし又死人の子ハをすむ  
ぬ物也婚禮の子ハをすむは爲也死人はあやうくはぬは  
子ハをすむはあやうくはぬは延ニ變ニ年中アリカハヒラヤキ有川ハ衛ハ察ハといふ  
者清も名延の時れしをいふをいふをいふをいふを  
うらみしはいふはいふはいふはいふはいふはいふは







穢き者あは左楳の不行倣あまのをさくしよあし人  
あはれせぬ事也

一人の祝儀の付人の氣ようけり事をしそす氣ようけり  
物を着物とせず美り物を付るも礼也婚れあは様  
毛の馬よあはらす様皮のう川が付へらすと旧記を  
あはれきりしを思ひか也うもあはれし鞆はあはれ  
うすくあはれし様あはれしを思ひか也元服よき  
りあはれ物をせぬ男の袴は切もくもを思也  
小豆アヅキを用ふともあはれきり黄キを履切ハキの物もあは  
いむ也あはれしは赤き衣服は元黄キ色はの事也

るを物といふ事は火をおもくか也家作サシ材木サシ子サシ檜サシの  
木を用ひ食物をも火を煮る祝ふあはれはひの字付く  
るを物といふ事はあはれきりしを思ひか也古よりあは  
れあはれし事をいふは禮あり

一日の膳をよのせんと云はれんめをばよあはれし物  
り敷をいふは甲カをいふ初をいふは死といふのをさくしよ  
か也死といふは初をいふは馬ウマまを料理リを用ふ美の初ハジメ  
多に美ウツクシあはれしを用ふしあはれしもあはれしを  
用ふ初は美鳥の死骸を用ふは旧の字を思ひか  
あはれしはあはれしも古よりいふあはれしをいふ







木

佐々木京極  
佐々木六角

隔

年七日ハ赤松十五日ハ山名出仕して

後を勤むは御祝儀ハ寝殿条は寝殿ハ茶茶はする式

三献茶りてその御盃は日極飯を献せしる人

頂戴せしる御盃頂戴の御礼として式の進物を献せ

式は物を式の引  
御也を御祝儀御酌ハ殿上人勤する御手長テナカふる

後人裏打の虫垂ヒメ、レを乞ひて勤むは時以度安の事のみ

は御祝儀ハ御仁の大乱以後ハ碗飯の御祝儀

は御祝儀ハ初りする人少くとも右東山殿年中行

軍道照墨草年中恒例記年中諸大名ハ成記貞陸

自筆記宗五条ハ尚書豊記抄等の趣を以て記

一碗飯の飯の字ハ盤バンの字より碗飯ト書ハ誤あるべしれども

考より用ひ未だる事あれハ改めし又碗飯ハ正月

のみハ限る事ハあらず今の世ハ初子料理をふる

まふと云事を古ハ碗飯を設モウケルむといひ也古書ニ碗飯ト書  
タルアリ碗ハ非

也碗ノ字  
ヲ用ヘシ

一碗飯の事庭訓往來カク外古書碗字を用タルハ誤也

碗ノ字ハ玉篇ニ鳥管切トアリ音ワシ也碗ノ字ハ玉篇

ニ後官切トアリ音クハン也碗ト碗同字ニアラス碗ハ碗

と同用の字也古書ニ碗ヲ不用して碗を假り用ふる



一 塚ノ字俗字ニ一引を加へテ塚ト書クウツカの下ニ死を書  
 くと死ノ字を忌みて塚ノ字を修り用ルルハシ字跡  
 ノ似る也ニ押テ修り用ルルハシをワウハント云ハ  
 判官をハウグハント云同例也ムをウと云ハムとウ音相  
 通ル也ウウクスツ又フムユルツワハント云也  
 事名目と云也万事名目と云事あり

一 塚飯ハ今世俗又修り用ルルハシ同ノ塚飯と云武  
 家ウツカの修り用ルルハシあり左經記卷一ニ寛仁元年  
 十一月廿一日乙卯候内新中納言被出殿上塚飯左大将被出  
 又卷三寛仁四年九月十九日丙寅天晴左京大夫被

儲殿上塚飯ウツカニ塚飯ハ食ヲ人ニフルマフナリ正月ノ  
 フルマヒ汁ニ限リタルコトニテハナシ

一元服と云ふ元ハをくめとよむ服ハきも物ともむお  
 さぬき者成長しつをくめとよむお茶の衣服をさぬき  
 元服と云也元服の時加冠カウバンの役理髪リカミの役と云ふあり  
 加冠と云ふはカウバンをさぬき人カウバン也カウバンおやの事  
 也理髪と云童子の髪先を紙カミ子カミ髪カミの先を切人  
 也理髪の人髪カミをさぬき人カミ加冠の人カウバンをさぬき  
 おせも也カウバンお時始カウバンて古くゆいの事同ノカウバンあり  
 むも也加冠の人より名乗字を一字流カウバンつすのみあり  
 將軍家の御名乗字を月カウバンさぬきも有元服カウバンして

源氏実録云仁和二  
 年正月二日壬午大  
 政大臣第一之男時  
 平於仁壽殿加元服  
 于時年十六帝自手  
 取冠加其首令主殿  
 卿從五位下藤原朝  
 臣末直理髪云々



時位高き家の子是ハ官位を承りし官位せぬ人ハ何  
 九何若あど云おさふ名をや名を何太郎何次高不  
 どおと赤の名を付也是成多同一名と云叔也後世  
 いも高いたくす威する比又或は長こゆいの高母  
 一かやめは常の高母一を用也元服以前の高母  
 跡ハ人物の部とあるす名念一いあ一への元服の次高太  
 の高也今の世やハ高母高母を大子とけむるのす  
 みをぬくを元服といひ高母をおとす月代を  
 なる高母元服あど云子近代のあつり也古高  
 一公家高の元服ハと云高母とけむる高母

四年百首元服  
 神祇伯國仲々の歌  
 ものゆかしのこを  
 めいさかんうう  
 承りてはひきやう  
 川さへこをめと  
 繁をこくを免る  
 也又仲実朝臣の歌  
 あらふやふつのも  
 とゆひの歌比まを  
 べのまをまやまふ  
 うかん又  
 あらうらなまかま  
 いのまふあうら  
 すあまのうけよ  
 ちよれりける  
 元服ハ時服也用  
 ル也源孫昌敏也以  
 上夫木抄一見たり

く緒あつてもうまをまら事元服の書跡如く一叔今  
 有来る眉毛を剃おろして高母眉毛より上の高額乃  
 際又墨を以て丸く高母に眉を付の事を高母と云  
 但比眉ハ十五六七歳の比すゞ高母也高母より高  
 やめいも高母高母成長もあつる也何れも高母の  
 御免を蒙りてやめいも高母也高母をやめいも高母の  
 こと高母の眉毛を剃る也比時高母高母の衣高母や  
 高母高母をぬく高母高母高母高母也又元服の  
 日高母高母高母高母高母也高母將軍家も高母  
 元服の法式公家の法を用ら高母高母高母高母



を付しれし車公家又同し

一女乃元服を髪を束と云也十六の年小成祝ありた者  
有しハ十六の年よ申す也髪カミの先とむ人の髪カミ初ハジメを  
也を束と云切の車と髪を束ハ聲コエ初ハジメをがむ也婚ウケ礼レ  
前マエありばうもつひくくく聲コエ後ノチありてはぐも也  
其祝イハヒ乃極キマ打ウむぐりの第小山タテノコ後海松ノチノウミマツ一ヒトつ山ヤマ橋ハシ  
也小コ青アヲめ石イシ二ニ掃ハキ一具ヒツのツをツ引ヒ合ヒの紙シ一  
帖テ入ルと拵ツク出デぬく女子ハ基盤キダンの上ノ又マた居イれぬを  
くしく廻り髪カミの肩カドに通り又山ヤマすげ海雲山橋ウミクモヤマハシ有  
目石メシをゆひ付ツく紙シ又マた付ツく掃ハキをツ取リ髪カミの先ノをツ束ムと

山ヤマ後ノチハ表ウラ作シト云  
車クルマ也ナリ重オモシ霜シロよりマ由ユ

きあがぬくちむらもくひふとさ度とあへてをゆみ  
をさへ髪カミ束ムと云をゆみとてねむ人の髪カミを束ムと云  
く山ヤマすげ以下ゆひ付ツく物モノをツ取リ髪カミの先ノをツ束ムと云  
く髪カミ束ムと云引合ヒの紙シを束ムと云川カハに橋ハシ也ナリねむ  
りも成ナりよまねむりを作ツる也む人の髪カミを束ムと云  
のゆあど妻ウメ婚ウケ入ル妻ウメ子の祀イハヒあり山ヤマすげを束ムと云  
ハ山ヤマすげハくもさげまて冬フユも雪ユキ霜シロよつてまもる物モノ也  
それハあやうり髪カミの束ムと云けの為也海松ウミマツも水中スイチュウで  
まむらうある物也山ヤマすげも海松ウミマツもを束ムと云髪カミ乃  
つゆもハくもむらもあやうり高也詩



髪胎産屋現式之以  
方曰ふんれきのの  
十髪を剃りし未四の

あじよ緑髪翠髪あじよ作々も髪アヲヒカリの青光アヲヒカリ存々くくし  
を布むる烟也山橋ハ雪雲のもあられすめくく物  
也青の石ハまきいし石也ふくく物あつその上まを  
を髪の色ハあやうる高も用也川ハ流き水ハ  
流ハうきうあくあき加髪の色ハあもりの祝ハあ也  
ちのちもくひ海ハ唱ナゲルの髪千尋センヒロやも百ヨリもあ  
まうくくくも髪あり髪をどめあの童女の妹人物  
の祀ハ祀々名命ナメ——  
基盤の上ハ三ツのハ髪  
のうきまきいし石也

今を右の右の  
ハゆせのうごん  
の上ニあうりせん  
くくくくくくく  
くくくくくくく  
のまきいし石也  
石を左右のあ  
くくくくくくく

髪川新方門府  
敷元殿中口  
正正六年十一  
月十日ノ条ニ婦  
君一雨日中可  
有髪生也祝  
右髪山殿ノ  
ハ云東鑑ニ見エ  
タリハセイハツ  
トヨム也

一 髪を剃りし一人のまき事ハ打くくくくくくく  
のハ持集——吉方ハ向をせくくくくくくく  
まきをばくくく紙ハ色ハ打札紙ハ納めて退き  
祝ありをくくくくく髪ハ川ハ流き也まきも髪の色ハあ  
事ハ祝あり男女同——  
一 髪を剃りし祝ハ若系スガまきくくくくくくく  
松山くくく花の作り枝をわの方紙ハ色ハあ  
打札紙ハ色ハ入札紙ハ色ハ小児を吉方ハ向を  
あくくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくく  
くくくくくくくくくくくくくくくくく







ろのち初あしき  
帯のたのこりの付  
る帯を冠税言  
以

美くもる也廣くは小袖帯をきく出たのこり  
帯ある式もあし小児あつて祝也男は  
大草取わけ書  
帯の祝アリ

もら返きの時多  
しうあしき  
四ハ元服の時  
あり初  
貞久記よりあま  
りあつて五の時  
うぬさせし  
返くさぬは紋  
竹筒を付り何  
り又云家の紋を  
付り  
水左記保二年八  
月十六日今日東宮  
御着時三歳  
玉葉貞久二年十  
月五日此日皇太子  
御着時二歳

一 ちう返若ハ小児七の時也小きあふを廣く  
返くて指系ハ小児を吉方に向をせりては  
を返くめさすも也はり各汁多きすハ初あしき  
あつた上をハ界さる也是もあつたも大  
あつた子息あつて人長編あつたもめさす  
時も下さるり也是ハ男子汁也  
一 男子袴あつたの事ハ歳奉式也あつた人

子依て五歳七歳あつたもせりて初

一 女のもち返若ハ平人あつたハ大名あつたハ  
あり紅のほうぬを始てめさす也紅の袴ハ紅乃長  
袴也内裏上臈あつためす袴也地ハ精好あり是も  
小児を吉方に向をせりてめさす也袴ハ廣く  
返くて出也是も小児七の時也  
二 女子袴あつた

女のもち返の  
装束の部ハ

一 女ハ九の時ハありて奉を付る是も祝あつた  
初あしき女房ハあつた吉方ハ向をせりて  
袂付るめさすハ男ハ元服以後ハ福を



也男は祝あり家々の佳例を祝ありも有る

男のうき分りあふ  
之物に部あり

貞丈雜記卷之一上

貞丈雜記卷之一

祝儀之部目錄之續

- 一 矢開之祝
- 一 嘉祥之祝 三ヶ条
- 一 婚禮古法
- 一 山橘之車
- 一 葵かゝり車 圖
- 一 昆布之車
- 一 下帶之祝
- 一 鑑看初之祝
- 一 置鳥置鯉二重折 三ヶ条
- 一 盃車
- 一 藥玉乃車
- 一 厨斗蛇之車
- 一 袖留之祝
- 一 玄猪之車 四ヶ条

雜記下

目一



- 一 九月十三夜
- 一 祝言と云事
- 一 八朔之事
- 一 粥杖之事 ニケ条
- 一 左儀長之事
- 一 吉日を撰事
- 一 誕生初夜七夜
- 一 河縣祭
- 一 婚禮輿請取渡
- 一 老人賀之事

- 一 正月鏡餅
- 一 寶舟之事
- 一 御齒固之祝
- 一 卯杖之事
- 一 年中吉日
- 一 臍帯つゝ祝 ニケ条
- 一 小児湯始之祝
- 一 臍帯竹刀之事
- 一 輿請取事
- 一 桂乃里の夫婦

- 一 かけ香藥玉 ニケ条
- 一 胞衣納事
- 一 婚禮乃脂燭
- 一 移徙之祝
- 一 ち後弓之事 ニケ条
- 一 ゆき帯
- 一 妊婦方透
- 一 いゝき餅
- 一 三月初の遊
- 一 新宅煤拂有無

- 一 菊乃きせり
- 一 正月五ケ日
- 一 正月五ケ日正説
- 一 夫如盃之事
- 一 懐妊着帯之事
- 一 帯結や、故実
- 一 いろの祝
- 一 三月三日艸餅
- 一 煤拂之事
- 一 正朔門松之事 ニケ条

雜記一下

目二



- 一 ちごの子
- 一 山菅之事
- 一 婚入貝桶
- 一 大饗之事
- 一 婚禮露顯
- 一 御誕生産湯式
- 一 とーみの祝
- 一 子戴之餅
- 一 胞衣を納<sup>ル</sup>故實
- 一 鼻心結の糸
- 一 魚味之祝
- 一 尚齒會
- 一 元服理髮
- 一 婚禮盃之事
- 一 ぬり<sup>り</sup>ぎ<sup>ら</sup>やう<sup>う</sup>圖
- 一 近世小笠原流婚禮式
- 一 年賀俗禮
- 一 喰初之祝
- 一 齒黒の祝
- 一 散采之事

- 一 醜を棟より落<sup>ス</sup>事
- 一 誕生祝詞并錢之事
- 一 宮参之事
- 一 産着之祝
- 一 御く<sup>く</sup>並<sup>り</sup>粉
- 一 廿八日御禮之事

以上



貞丈雜記卷之一 下

伊勢貞友

千賀春城

岡田光大

門人

同 校

一 男子おきあき村を以て射する時矢初は其の祝  
 とし餅をのり射する鳥獸を料理し祝ふ餅の調  
 和吟やう法式あり別々矢開き書一書あり其書  
 委く名えし人

一 男子十三四歳の比禮忌初の祝あり武功ある人其  
 らの禮をきくせしむる也法式禮傳記あり軍用記

矢初きまのめが  
 あらむりしとるあ  
 り射合の記は  
 〇矢開は其書あり  
 時ニスルコト之符  
 ニハアラサレ也  
 射合生き鳥射  
 タルニハ射ニ准  
 射合ヲスル也



もあらず

一六月十六日を嘉祥の祝儀と云事東山殿の以代六月  
十六日嘉祥通寶の錢を河川にて揚弓のうけ物より  
勝負し越ひあひ勝つる者より菓子あはれ給たりし  
より始ると云説は此迄おぼろしき東山殿年中行の録  
倉年中行事殿中申次記殿中日記年中恒例記年中  
定例記以外京都將軍時代年中の祝式あはせむ書ども  
は嘉祥の祝儀なりと見えざる始たりあらず東山  
殿より始ると云説は世説問答は嘉定の  
元々これ京都將軍時代にもありし事ありと云

殿中より此行事ありし形も

一六月嘉祥の祝儀平城天皇の以代大同年中より始り少  
彦名命園韓神は酒餅を傳へたりて疫病を移す以祈  
ありしが仁明天皇の以代永和十四年の比二神の御告  
あり十六日の敷より云へてもちあはれ十六の敷は  
儀へありあひ年号も嘉祥と改元ありし中鴨長明が  
四季物語は見えざるも右の事日本紀續日本記  
を初め延喜式は家次以外所々書き見えす信南  
史より四季物語は長明が実作はあらずと云説は  
さもあらず

長明は  
鎌倉の院乃以代の  
人あり



天文八年日々紀興  
川新右衛門尉敷後  
紀五月壬子晴嘉  
定ハハコノ云

一嘉祥の祝乃事をもつる前記を如く又一各指政善を  
以兼良公の序子のうら世ありし世後同春は同嘉定よりい  
何のたもや春は事ハはるる中法ありがうきこととて  
おぼししとて 考ふるの祝の格は嘉定通寶と傳れハ勝と云  
やうせんを考致すよりしとて承及傳りしとてある  
是を考ふる考ふる京都將軍時代もありし事也と  
れを將軍家殿中の祝福ハ名々し將軍家ハははの昔  
うりしありし世後同春ハ義晴將軍の以代天文十三年  
にお来し書也嘉定を今ハ嘉祥とも書らるる  
一祝儀の格ハは嘉定と鳥二重折ありては嘉定ハ神は傳へ

奉も也嘉定と鳥ハ神は名も勢也鳥鳥の歎をいふと云  
也古ハ鳥の内よりハ鯉を考致し多能内よりハ雅子也  
都くくるおは二品を祀るも傳へ也嘉世は鳥ハ鳥  
ハ鯛を考致し多ハ鳥を考致す古ハ遠くより又檜櫓  
元服ももりし方極成の時ハ外式正の祝儀あり  
必嘉定と鳥二重折を嘉定と鳥ハ神は名も事あり  
今ハ傳れの時よりハ是ハ傳へ事ハ嘉定の名も物と  
おぼしあやまり也又嘉定と鳥ハ今ハ作り物とて  
お式ハ生のをも用も也嘉定と鳥ハ今ハ作り物とて  
お作り物を用ももたる



ハ武蔵ト連ル字一  
ハヤウト云ハ武  
儀ト云フ意也

一 五鯉 五鳥を本より作り物なりし用古例あり古今

著聞集卷五和歌の部云元永元年六月十日修理吉良朝重

六条東洞院奉り抄本太夫人九供を初と云ふ事あり

中畧 當日朝の前小机をたてて飯一杯菓子やうに魚

鳥等献せしむるなり但しそのやうはくりに実物ハあり

以時六月某の強き時あるお東き屋のゆへに物もあつたなり

一 何れ祝ひも五鳥五鯉二重折籠子を對上座に置

神は儀へ置しち鯉ハ客人幸まふもの借く奉りする物也

常此祝ひの鯉一ツ雉子の男名山姥ハ一ツ也婚禮の祝ひ

鯉ニツ雉子男名 女名ニツ也山姥ハ是も五鳥五鯉の調物のうらりめ

此燭の持州調度  
の形に似ず

一 婚禮ハ夜まの物也さき古法婚禮の時門外より

その上膺膺燭をさかして迎ふ出の日記にあり也男ハ

陽也女ハ陰也昼ハ陽也夜ハ陰也女を迎ふに祝儀を

敷を用也唐より名婚禮ハ夜也さきハ婚禮の字ハ女を人

昏の字を書也唐ハ一と云ふて目ら重なり也然るに

今時世方のあつては祝儀の時ハ必益事と名づけし益事

はうらひの福を叶はざる事とす也古ハ此の如く酒も

はるまの酒を人より人の益をものし也又美人の酒

家以等階取次  
ハ曰解公夫ハ白  
中門登白階殿  
階水取入下階執  
替件當男也相共  
懐臥之  
又云道場出物  
二匹并送物云



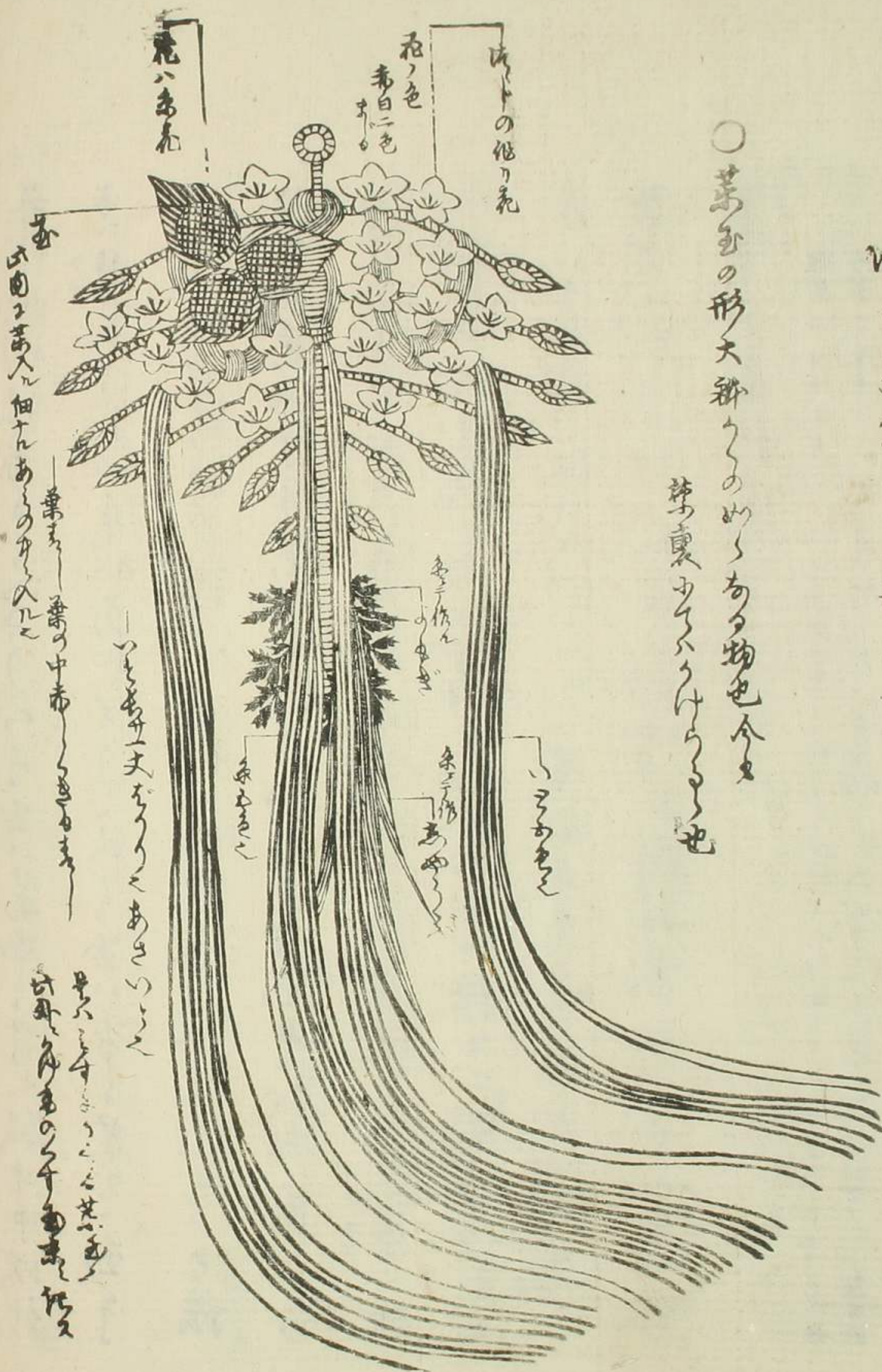




~~~~~  
 ○折るハ作り花也

○葉の形大群々の如くある物也

葉裏少くはけり也



花ハ赤花  
 花ハ白

~~~~~  
 花ハ赤花  
 花ハ白

一四月廿五日の祭に於てあつた川を渡る社の勢

將軍家へ献上し度出の外のあけふは

恒例記より葵ハ二葉のあつたと二葉つた

也川らハあつたと葵の葉は似たる葉のつた

樹也をたつたの木にあつたを付く以て廉の外にあけ

は也也をたつたかつたと也あつた汁細くをたつ

か川らと也  
葉裏女房内は四月廿五日祭に葵葉七つと枝の枝うらげは葉のよ  
 々の葉と入る年中恒例記云葵葉の葉二葉の二つとをたつ

~~~~~  
 花ハ赤花

圖内侍の川を渡る社の勢  
 四月廿五日の祭に於てあつた川を渡る社の勢  
 將軍家へ献上し度出の外のあけふは  
 恒例記より葵ハ二葉のあつたと二葉つた  
 也川らハあつたと葵の葉は似たる葉のつた  
 樹也をたつたの木にあつたを付く以て廉の外にあけ  
 は也也をたつたかつたと也あつた汁細くをたつ  
 か川らと也  
 葉裏女房内は四月廿五日祭に葵葉七つと枝の枝うらげは葉のよ  
 々の葉と入る年中恒例記云葵葉の葉二葉の二つとをたつ



















まゝの明寺太閤の一条実経文永の記は此七八年ありこのり  
と雖天下は流布するやりのせられうり誠は建長の比  
より此のありきり或は後醍醐院ゴカガノいふと若宮あり  
外戚通方々の幸は以てありし時御閑素をあくさめり  
さんとて迫習は男女宮はなりきりきり後二しきり  
聖運をわらうせむひし嘉瑞ありとて因に以て  
とありきりあどもト傳くうりきりこれい川をこり  
うある事なりしあり、真実ハをいありこの年紀も分  
あらずとては後醍醐院の御法世の時分より此事  
きりや云以上公事限元

貞丈云は田の実とて米穀の成就を授ふりありあり  
を田の実としあを授うり、あをいし主君とてのい  
ゆ人よ物なり君よりハ長とてのむ者よ物なり君長和  
命ありありしきり祝也きり京都將軍家ありあ  
てり祝ありしと也

一御齒固ハカメノ以祝乃事篇中旧記年中恒例記等にはありし  
妻ウメいふず鎌倉年中行事云正月十五日の内は御齒固  
乃御祝あり平人の祝は兄弟の御祝の祝はあらず赤淺ハハ  
ぬキ解の  
此なる長き御祝也ウキキヌ赤衣とて長井尺をうりし御祝さ  
尺をうりあり衣キヌよこのを付る縁をいひ口のすしは縁



解を綿ワタ少ハ結ムスビて綿ワタ少ハ結ムスビて

御齒固を糸イトス糸イトスを御打發ミウチハツとも云人ヒトありヒトた不可カ

然シカ如ニ杖ツヅ以ヒ祝イハヒども大草オホクサマ大草オホクサマ被キ是コト悟サトる大草オホクサハ大草オホクサハ杖ツヅ不可カ記キ無ク

連ツラ敷シ方カタ御打發ミウチハツトト戻マり戻マり被キ是コト真マコト記キトト一一簾シタ中ナカ旧キウ記キ年ネン

中恒例記等を引合せ考カウアア

一御カニツツ簾シタ杖ツヅと云事コト簾シタ中ナカ旧キウ記キハ御杖ミウツヅとありミウツヅ簾シタ中ナカ旧キウ記キハ御杖ミウツヅ

法ホウえエトトヤヤミミハハ十五ジュウゴ由ユ此コノ杖ツヅハ杖ツヅハ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一御カニツツ洗シじジはハてテのノちチソソ川カハものモノ水ミヅ不フ少セウ上カミ松マツをヲ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一以カニツツ女メ房フ底ソコのノ衣イのノ上ノをヲ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一杖ツヅハ杖ツヅハ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

ゆユ春ハルのノ野ノヨヨいイぬヌあアどドろロとト一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

正月シツゲツ十五ジュウゴ日ニチ杖ツヅをヲ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一正月シツゲツ十五ジュウゴ日ニチ杖ツヅのノ簾シタ中ナカ旧キウ記キのノ杖ツヅハ杖ツヅハ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一女メのノ肩カドをヲ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一竹タケ言コト杖ツヅ草クサ紙シハ杖ツヅ草クサ紙シハ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一本ヒトひヒきキうウくク一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一木キひヒきキうウくク一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一しシもモあアらラうウ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア

一くクもモあアらラうウ一一引ヒキ合アヒせセ考カウアア







都將軍家ニ正月十四日大館上總女佳例ニテ郊杖を進上  
しける由り次記録及中下次記等に見えたり

一左義長の御中下次記ニ正月十四日十五日十八日の条ニ

左義長難下ニ云々正月祝儀に飾り給へ云々正月十八日

有入り爆竹の事爆竹トハ左義長の御中  
竹ヲ五テ火ヲ付焼也有入り竹五也左

さ記の条を二ツ作り等々云々け云々草を十二筋迄

公ろぐり子付すえひ御を十二筋云々うりあきの云々

ハ成り也成るやけり云々  
きの成りたる事公方極まり丹波の金まつ大史

と猿樂あり不うせとド也やとん云々也

正月十八日竹五々後より進上也禁裏極ハ正月十八日

正月十八日猿樂也此火を餅十二あり御して細く焼て

馬の御後あり東山殿年中行事にも爆竹の事あり

見合を

一元服の事付初段立袴忌帯赤一帯此祝を今ハ必十一月

十五日子すくもの成り多き事古ハ十一月十五日より

事ありすい川より吉を多しといふ也也陸陽師

乃書ニ年中ノ最上吉日正月十一日二月九日三月七日四月

五日五月三日六月朔日七月廿六日八月廿二日九月廿十日

十八日十一月十五日十二月十二日あり然ハ此月何れも

用へる事あり十一月十五日よりなる事也

承左記云保二  
半八月十六日今  
日東宮御着袴敷  
寺三殿白殿左  
大臣兩人御前考  
上関白殿侍御腰  
始云々玉葉云  
兼久二年十一月  
五日此日皇太子  
懐成ニ殿御着袴  
也云々ゴ千ヤツ  
コトニム男女共  
ニ着袴アリ



進部  
將軍ニ取ラス  
禁裏ニモ吉日ヲ  
正ラバル也陰  
陽師ニ仰下サレ  
テ吉日吉時ヲ勘  
ヘテイラスル也  
其書有テ時日ノ  
勘文ト云ナリ

一祝儀事ハ吉日を多ク用ひ礼也吉凶をさる川  
 禮の一ツ也古將軍家の以祝儀ハ陰陽歌陰陽歌禁裏の陰陽師也今の土師也  
門の吉日をくぐテ勤文をさり也勘文トハ吉日や私あて中  
 それに准じて吉多をさむ也さりあがらあまり吉  
 凶又あつて物いふはよく申すようぬ事也よき  
 証又さる

一小兒出生時陰家の錯法くもの古ハ將軍家少くも將軍  
 以産所ハ渡御ありて以産法く不その錯法をさる  
 也兼中旧記云御産所の事中畧御あつてさるハ御産  
 所ハありて公方極以産家を以てさるハとありいあつてさるハ  
り備子

云五赤を以てぎはトハ  
 又三儀一統ニ云去ル比始テ君君以誕生  
 ありき中畧以その儀をつぎ始ハ大御所入御を  
 了はぎ終ひ也云貞丈云以自産不そのをいさる  
 ハ竹刀を以てはぎまをいさる之とありて功者  
 ある女房産ありて

一産の時竹刀を以て懸帯を切奉祓代よりハ風俗也  
 日本書紀神代卷五以竹刀截其兒臍とあり是大明  
 命火酸若命火出見尊誕生しありて時の子也竹  
 刀以上古ハあをいさるといひ也倭名録卷十五膠膝  
 ノ具云竹刀日本紀私記云竹刀阿手言以竹刀云

康和御産部類記  
 皇子降誕其物具  
 自院以經忠朝臣  
 被獻之銅刀切勝  
 備科



上古五十日メノ  
祝モアリシナリ  
イカノ祝ト云五  
十日ト書テイカ  
トヨムナリ

一 小児誕生の當日を初夜と云三日めを二夜と云四  
日めを五夜と云七日めを七夜と云十日毎に祝ふを  
うねやいひの祝と云はるる日吉の日あぶらね遊  
吉をあらびて初夜の祝あり二夜五夜七夜を  
同一儀也

一 小児湯の後始て湯あびせを湯始の祝と云  
うぶそりを判誓の祝と云うぬきぬを初て思す  
為衣の祝と云殿中日に祀あり

一 小児誕生ありて後河臨祭と云めありきも吉を  
あふひ陰陽歌河多子出や祭りをすも此處所也

祈始河臨祭と殿中日に祀あり此處婦以小児の祈  
禱也

一 臍帯を洗ぐ竹刀を洗ふといふあやまり也  
小刀の形を竹子作りたる物あまを竹刀といふ  
儀一説は竹刀とありたそのお流ぎあふ時  
まきてあふせりいけはあふ川ぎぬふ由も  
一 統子見たり

一 婚禮の時喫食は後のみ酒人あはれ  
えきつち小あうあふ人同くあはれ  
ちよる也後美人あまをのけあうえを



平賀ノ始リハ仁  
 明天皇ヨリ始ル  
 秋徳日本後記仁  
 明天皇嘉祥二年  
 冬十月辛巳朔癸  
 卯城天皇太后  
 也其狀物黒漆平  
 文也三十其細  
 州ノ字ハ四十也  
 印本ニハ廿二  
 ル三十三ニハ  
 教合ハ又誤ナリ  
 古本ニハ卅トア  
 建仁三年十一月  
 廿三日俊成ハ九  
 十ニ賀歌の内具  
 觀のあふ君ハ  
 人子とせり故を  
 傳人ハ楯の杖を  
 ばつとあり  
 又新撰ニ楯

すの類より後也又其人ハあをうつづけ左  
 のあがふふをうつる也左ハ陽也右ハ陰也手をうつふ  
 するハ陽也あをのくるハ陰也其陰陽を表す也礼也  
 西方ともは家老の役也又其後の時あのおがえのあへ入也  
 うす帯此時あがえのあへ入也ぬ物也婚ハ犯の後あへ入  
人あがえのあへ入  
あへ入の  
あへ入  
 一 婚礼の時あへ入るを名を解致出さしむるをうま  
 る扱也と云今世上一統ニ如也其あへ入のあへ入りのあへ入  
 又其役人もあへ入りのあへ入りのあへ入りのあへ入  
 一 大名と外歴ハあへ入りのあへ入りのあへ入りのあへ入

は不及也

一 老人ハ賀の事甲子の年より祝ハ初々五十六七十八  
 十九十百の年まで十年めくは祝ふ也其家ハ別ニ親式  
 由ありハ家ハあへ入りのあへ入りのあへ入りのあへ入  
 屏風又書ケ祝の座敷ハ立也又楯の杖と云杖の上  
 楯を作り付ケるを老人ハあへ入る事あへ入楯とい  
 ふるハ食ハむせぬ也老人ハ食ハむせぬハあへ入  
 手持ハあへ入楯の杖を用ふと云他ハ右ハ楯  
 也ハ家方ハあへ入を名ハ一我家ハあへ入の事也又  
 五十の祝ハ六十の祝ハあへ入ハ一祝のつとふと云ハあへ入







うすどほくをいさくらすむの某侯ハ前々名をうり

亥の子の夜菊まきうせうくこたきもくらの旧記はありきせ  
こくハ高棉を菊の花の美人の大サ布とよ九ク部く  
て赤き花ハ赤ク黄ある花ハ黄色を白き花ハ白く  
を花乃をよ濁く花ごうんの花の上よりふせむ也赤をい  
ふ也今も禁裏ニテは事あり

一 胞衣を納め候時ハ彼人笑ひて帰るるの産所記及中  
日ノ記等より見ゆりる家も此の天子の御胞衣ハ稻  
荷山賀茂山吉田山ヨシダに納め也人のいふぬふも納  
めたるを失くし歸るるハ家の有識の人とてりき

正月五ケ日と六朔日三日七日十四日十五日也出家方ハ初め  
五日を五ケ日と云書れ礼節諸問書条々等々見長説  
此也次記ス

一 婚禮の夜ハ一よせお時あはくを持出々の旧記見  
り膳燭の了らハ松調度の部ハ記見合也

一 正月五ケ日の事前記タル説ハ此也元日二日三日七日十  
五日是を五ケ日と云テ京都將軍家ハ此以後あり  
之職御太刀進上ありて御盃頂戴也ハ次記録東山  
及年中行事殿中ハ次記年中恒例記等見ゆり  
一 移徒乃祝とて別々替りてる祝式ハあきまひ也ひの







又按てはとくも  
し全海との果  
あてをてん一的  
をまろびて  
あつうとあり

人まで射る也。此海産の如くある物を名付いたる也。  
也。おとがしき人の常の事を申す。あつうは日り竹志の竹の  
どの方より射る也。云々。とくもハロウ也。穉の事をいふ。  
海へはあつうの畧語あり。まどかといふ。たきも也。又ハ  
葉的の畧語。遠き田舎に必古風うせず。浅る物  
也。右の海方の地ハ古き戯あり。さうあり。東道  
よハ戯あり。田舎のこゝろ。事歟。

一。海方の事。土佐國の人乃物語ハ。前ハ記ス。又大和國  
吉野郡上市村の<sup>田原孫ト云針匠也</sup>人。此物語云。大和国に正月小児  
のこゝろ。あつうを射る。此的ハ。俚を巻く。物を

あつうはとくも  
し全海との果  
あてをてん一的  
をまろびて  
あつうとあり

作る。此<sup>イロガ</sup>海を大計之中。穴あり。あつうの内。とくも。二。二。計也。形ハ。禍也。と云。物の如く。禍也。ハ。海と云。想う。あつうを  
射る。と云。也。是。此。射る。ハ。小。児。幾。人。も。立。あ。つ。う。矢  
を。う。ち。て。は。川。畔。一。方。此。端。の。方。より。う。ち。て。海。を。射。る。走  
あつうを各射る。く。海の中。乃。あ。つ。う。を。射。る。事。を。あ。つ。う  
と。す。海。也。左。より。右。の。方。へ。あ。つ。う。を。射。て。又。右。より。左。之。端  
之。一。方。射。る。也。海。を。あ。つ。う。を。射。る。人。ハ。射。る。中。より。二。人。ハ  
代。り。て。あ。つ。う。を。射。る。事。を。あ。つ。う。と。す。人。ハ。射。る。中。より。二。人。ハ  
あ。つ。う。也。云。い。は。海。と。云。は。あ。つ。う。を。射。る。事。を。あ。つ。う。と。す。人。ハ  
あ。つ。う。一。か。の。土。佐。國。北。人。乃。物。語。又。同。一。事。也。昔。者。



東鑑卷二治義六年三月九日巳卯  
海蓋所着帶也  
十葉衣常服之妻  
依兼仰之以孫子  
小太郎政高傳

靱帶武衛蓋  
皆之給丹後馬使  
附屬

原氏物種  
本の巻  
つる腰の  
とあり  
は豆帯の  
院乃  
ハ折久  
長帯の  
部

何國ありも比多をふれ為しあてし後子他至み右  
の射方のまはふれ池をくむ方夫はうりあるかを海牙  
云名のりけ初重ぬ事ありしうりも各子とふを海  
うふ的を射方か乃名あり一説を海を破魔と書  
半の始悪魔を破るも一説事也と云ハ洲の久し  
○あふく乃うりハ梧州へ行くと梧州一各二各の造をせし田をうり女と  
あまのつゝのあを腰に付たりその中一人あををこよ付らう女あり一を外の女  
をそをれを海があまよしつひりこれをもてあをのうをそをり  
つめとみそりもあまの的をぬもあをのうをそをり云あり

一懐妊ハ婦人云帯の祝ハ時ハ婦人の夫帯を自身  
て結ふも古例也東鑑卷之十二建久三年壬子四月二日  
の条ハ申尅事基所海着帶海加持ハ安樂房阿闍梨

海驗者顯學房也武藏守義信妻御帶持者幕下人  
奉結之給とあり幕下ハ頼朝兼中舊記云ク海産ふ事  
上はあまふ此大上臈をりぬ女房ふゆやははくハ帯以  
つゝひまつと此海所あり之の海さうつゝまいつりハ海不  
さ名御帯ちもよまよれハ云是ハ室町將軍の御り  
又云海つうけのたごもあまハ海不さ海の大上臈以帯  
ふせハ乳云たごもあま海安懐妊の時ハ將軍ハ自身ハ帯ヲ  
結むもすハ名代として將軍ハ海方の大上臈帯を  
むせハつゝまよれハあり

一妊婦乃懐帯をゆもて帯と云結肌帯と云事略



しつやとて帯と云也

一帯結極故実着帯時也應永世二年十月廿七日薩戒記云今日午

尅女房着帯

日時兼御辭由小路  
三位在方御勘文也

於東面庇南間有此帯

其方依勘文也

先女房南面着座予中山定親跪其前

女房右方取生帯

精好也帯也納管先是以  
大效助連兼遣加持所也

自端方指入女房左袖中女房取之自小袖下付身引廻

後自右袖出之予取之如え納管次予又取布帯加同管指

入女房左袖中女房取之帯給也云次予退次有盃酌此

夏雖非本儀為後注付云按始ハ精好の帯を結い後布

帯結志むる也非ハ倣と云ハ此ハ此事ともを自記配

す云ハハちすと云意なり

一法甚所よりと御妻よりも懐妊の時胎月近くあるに

御殿を出て御家人ハ宿に帰り居る産しあるに古

例也東鑑系蜷川親元ハ殿中月々祀筆云ハ元々より是

ハ古ハ何事と陰陽師云考へて吉凶を定む事あり

一ハ御産の時將軍家の御所より御基所の御所

出さ方ありある由陰陽師考へり時ハ吉方あり

る由御家人ハ宿に帰り居るハ御産ありて後言ひ

ある由御所へ帰りあるに時誕生の御子も御所へ

入るふあり又御家人ハ宿を去るとも吉方あるに

別所の御館今中倉浦下  
如之へも帰りあるありう縁のみ今



三夜五夜七夜九夜ノ祝東菴卷二  
夕夕リ出ル  
ヨリ来日ニ祝  
也一三五七九  
ハ陽敷十レハ祝  
フ也

日次記達久八年  
正月一日小児五  
歳戴餅云々

かたがねのいかに  
あはれいかに  
古事記卷六曰安  
樂守基明後嘉理  
子之時正月戴餅  
ノ間女納言入道  
祝言云才学如祖  
父文章如父云々

世子ハあ  
右ノ外公家ノ書ニモ他所ニ  
出テ産スル事旧記ニ多シ

一 子出生して後いかにの祝と云ふあり五十日と書てみ  
かともむ也出生後日より五十日めの祝也七夜乃祝  
の如し

一 いたゞき餅の祝と云事あり公家方より書はりた  
そ六小児五歳より近正月吉日候あはれい餅を小児  
の頭の上よりいかにせし官位よりかき命幸くうれし  
祝詞をいかに餅をいかに之度歌も當る也親式の祝  
委く桃華葉は事ハ一茶梅也  
兼良公所作あはれいより紫日記云紫式  
部  
日記うん日記ありたねハつう家のいかにきよと云ふ事

権記云長保四年  
正月一日昨夕初  
命之旨被申戴餅  
事女若五歳男若  
七歳以前之事也

又徳実録ニ母子  
云々ノ事見ユリ

止止ありぬ六止のをせありあり止  
いかにきハ正月五日  
あはれいも近引あり新六帖信実朝臣の祝もあはれい春姑  
もあはれい官きよはら官あはれいあけい夫才坂  
云々  
一 三月三日乃祝又用もあ餅今に戸み六トモ艾の葉を春  
交トモ也いかにハよもあはれ葉をい用もいかにキクツウ  
草ノ葉をいかにはらき交へ也菴鞠草一名ハ佛耳フツ  
草とも  
云和名ハ草ハ草と云也に戸み六ハあはれい  
はらきいかにはらきと云ふを  
母子と云ふいかにあはれい後拾遺集の実方の祝も  
之ハあはれいもあはれいいかにいかにきよはら  
よはらいかに也



















比物に粒食魚肉也。一食しむるを魚味と名付る  
祝ふ事也東鑑卷廿四同十四日於左府有魚味之儀

あり

是ハ五大目道家の如息ヲ鎌倉実朝公ノ  
養子トシテ鎌倉ヘ下ル少お魚味の儀あり

同卷三十四今日若君

御前魚味着袴云又同卷今日將軍家若君御前御

着袴魚味也云同卷三十五大納言乙若君御着袴並

令掌魚味給申刻於寢殿有其儀云云以外公家の旧記に魚味  
ト云云云云云云云云

一正月の祝又女の髪をきり祝ふ事也山菅を用ふ事あり

也海すげと麦門冬の事也山菅冬も葉青くしつる也

ぬ物也雪霰ふもいこぬ物也祝ふ用ふ也麦門冬は

葉の大ぬと細あり二品ありふふの大ぬを山すげト云

清次納言披系子  
みおすけある卯  
連ニツを卯杖り  
きぬよりしらぬ  
いあしし山  
ちをち日く山  
おけあしし山  
まじらうきん  
ま

細ありをびぢやうがむけと云まじらひの  
けしも云あざりあふあざり松

ふ事也室町將軍正月の祝の供物は大山形と云物あり

たきと山菅を用ふ事大草信正月祝俊飾の終りん

えくさ

一尚齒會シヤウシ  
クワイと云ハ尚齒と書てよきひを書貴と云と云

年老する人を集めて詩をつくり歌よみて様ひひり

む也會ハ會合と云くあり合ふ也亭主も老人也

時七シチ叟ソウといふ七十歳以上を老人年主共七人ナリ七人七人會合して終ふ也右

七人の外は垣エカ下カ人カもあまゝあり垣下と云相傳の

くを云也垣下の座と云別と列座と云お侍する也



唐土にも以會ありし也尚齒會其古例ハ古今著聞集

卷四詩部同卷五和歌部妻く久えり

一 婚入の時見桶を先一乃調度調度ト道具の内也するもいふあり

乃見ハ外の男はあらずふふありぬ物也昔といふ貞

女シヨリヤウ兩夫は懸ずとて方持しき女ハあ人の男は母をば

うせざるうぬ一婚入又二つび婚れせぬぞあり

の事あり又いふ一の為もあつぬ見桶を先入乃

調度のうもをさよすりありいハをさよすりハ物の方一の上段ニ

同おのひのうも調度乃部は記す是ハ也ハをさよすりハ詞あり

一 元服の時理髪の人元結をさる事元結をさるハ髪をゆふ事也もさり

とてゆむ組の事極人物の部は記す

一 大饗と云事ハいふ家あり大匠ハ大饗と云ハ大匠は任せ

る人ハ祝は救多此客人を招きて饗應せし事ヲ云

大饗ハ二字を今世地下の俗語ありいそ大ぶるもい也

一 婚禮ハ男女盃とりつすハ男あり始むるの事子細ハ

酒盃の部は記しり往々見く一或説ハ古ハ賀をハ先舅

乃家ハ招き入と婚禮を調ふ源氏物語も光源ニカシ氏の

君を左大臣賀あり光君を左大臣の家ハ入るハ葵

の上ハあり也婚禮を調ふ中見えりりされハ女の

家あるハ女君より盃を始ハ酒の公見をり賀殿

大饗ノ時ノ止客  
ヲ尊者ト云相伴  
ト下ト云  
トモトモ云

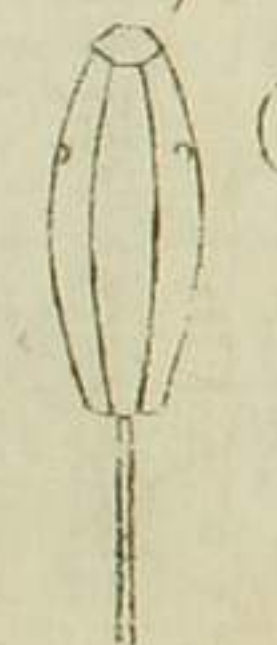
或説ニ親遊ト云  
男先ツ女の家へ行  
て女をのれあ  
茶れありといふ  
其ハ唐のうじ日  
本ハあきさく  
例ト云へり



一益をさすの古礼也といふは是れ實に似ては實に  
 あは源氏のついで天子の皇子ありて左大臣の聲をせよと  
 作をうけありて是れは美しき左大臣の家に入来  
 ぶせし也常の例はあはすの上源氏物語はつくり物  
 語也といふ例もいふも又若ハ女のもて男忍ひて  
 めひ行き後はその親交につけて事ありて是れは是れ  
 男をたは家の聲をこりて事古き物語は聞かざる  
 りこれに是れは正礼はあはす常例とすべし  
 一古書は嫁れ乃三日めは露カケと書い  
 あはるゝといふ也嫁れの際より二日めより三日め

親類をりり知りて他くは知らず三日めより廣く  
 礼の由を他くは知らざらんを露カケと云は嫁れをあら  
 けす公也

一正月小児のちあそび物なごりてきりやうと云物に  
 今も京のハありに戸ありて一は形  
 胡粉をぬりたるをだて松糸ありてさいさいと云物  
 ありてあそぶ母はぶりてをぬきと云  
 欠垂とい一方よりこまをすをカケと云物  
 けぎちやうと云物也毬杖の玉を打て別のも也毬  
 杖と云ハ杖をぬりて毬杖をいふ事也毬杖ハ革カありて作りて









つ史記の才一の巻をながよむ云は時のありさまをたき後と画きしるこ

房をくち馬の旗をたけり貞丈柳のふこ丸をきうしつる。虞の頭を切り用ひる。

近世江戸あり婚禮子かあ人の上下うあ人の嫁のしめを

まし腰は筋を織くるをこしあきとく嫌つる又この

祝の餅は古よりたりのあるをその餅の敷玉五八十と定え

うますといふ物、入て聲舅の使者途中より出合ひの玉

多りの鯨尺をもちあがる事又うはしのと云女婚礼の

供をする事と云げと云女あらくとこといふを婚礼に百羽を

る又よめ輿入る舟聲の門内まうらあつせ乃餅と云

老人夫婦餅をつくよ又よめ入の日よめ乃輿を前を

うらへさうらなまうきぬ事又柳様を屋内に多苗と書

付をすりの又めぐの輿は筒守をうと犬をうとをのせ

て戸をひびき人の足物は俵つもの又エンアウ智考乃フスロ長長

あどと物を作る事は外帯は飾りくるものた多し是

小笠原流也と云小笠原の先祖は信濃國の大名なりたあ

望む信濃の國乃風俗欽古京都ありいあき事ども也

右の事ども我うあ傳よあき事ども也若し人たの事たあ

あ聞あのみたども我家傳よあき事ども也知すゆは

べし右の事ども用べうす世間をやると云たは事

とももの事どもをくくすあ傳をあきと云近世水信



夫...  
 山...  
 ...  
 ...

下也...  
 ...  
 ...  
 ...

一...  
 ...  
 ...  
 ...

入...  
 ...  
 ...  
 ...

一...  
 ...  
 ...  
 ...











一産時ハナコを棟ハナコより落すの將軍家此沙汰

上ハナコありし事也治承御産記云治承二五

皇子降誕安徳天皇此間自日陰間上轉ハナコ破三分

家物語卷三中宮御産条云后御産の時ハナコ破の事

よりハナコを中宮より落すより皇子ハナコの事

皇女ハナコの人生ハナコ此ハナコの事

すも前ハナコ云散米と同ハナコの事

一ハナコ誕生の時祝詞ハナコ於上ハナコの事

かハナコ堂上ハナコありし事也治承御産記云皇子降

誕中畧内大臣誦祝詞三反以天為父以地为母領金銀九十九令呪命被置ハナコ錢於ハナコ事

御帳御枕上件銀九十九文納方三寸許白生絹袋也白糸為括御産以前自禪門被置

一宮糸事本ハナコの事也也誕所記云百日の

内ハナコ白小袖百日ハナコの色ハナコ也也誕所記云百日の

小袖ハナコをハナコすハナコ色ハナコ也也誕所記云百日の

後吉日ハナコ次ハナコ宮ハナコ糸ハナコ也也誕所記云百日の

日は色ハナコ也也誕所記云百日の

又東鑑建久三年八月九日御臺所御産氣男子文朝云御産也

次有御名字是千万君云十日若公二夜事武藏守

三浦公沙汰十一月五日若君御行始也云誕生日ヨリ、十六日メナリ

是歳故実云天文五年十一月廿八日若君御産始而御産候て各御太刀糸ニタニ生在テ二百日余り也



産衣と云ハ衣服  
 日とも限らず過す  
 産物治原太之産  
 衣ハ種多ク勿名  
 を係ちと云ハ  
 二歳の時院よ  
 りまのふせよ  
 りんせんを  
 兼り後ゆき  
 と産を感し袖  
 入らまらざる  
 こを係ちと云ハ  
 産衣と云ハ  
 産衣の産衣も  
 産衣の産衣も

名附モ誕生日名附クル極ニ見タリ御行始ハ宮系欽

一産衣の祝乃事凡産衣と云名ハ義教將軍家乃此より

城名望え一あり於るありの事あり之を欽せ始ハ伴

あらず産衣を始て是守白を産衣の祝と云あり俗

産衣と云ハ本儀生衣あり殿中日ノ紀云寛正六年七

月廿日若君義政公妾服後三皇院ニ住セラレ義覺申四方以誕生五夜以帯絹女房故実傳云きぬのちひ

りもんをとりてうぶきさちいさくはちのそりを結りそりおし菓葛のふ

こ子入て後飲れ持糸以帯後色く以是衣明後日ハ絹

也此御帯ぬみどりの色を染り以衣又新調く其以衣

十重以故持ぬうく物此明後日可成以調色くハ

月朔十日産衣以加持以衣平裏ハラフキ又法々て御産衣

小居以是衣以祝在く同年十一月廿二日義尚公也若君御

誕生十二月二日御産衣御加持以是衣以祝時西云

所記云御誕生ゆき勅文を以そり以事みそり何月何日

とり産衣ゆきぬみどりの色を染り以衣又新調く其以衣

誕生記云産衣ハ白き布也又ハ空を以て用あり是

ハ歳重も教多時白ト空色トアレ氏勅文ニマカセ當季ノ色ヲ定ル故是リタル事モナキ之サレト此産衣ハ

着給ニハアラステ進上ナトノ事ナルヘキ欽サアラハ色ハ空色白色ニテ

紀云永享六年二月九日若君御誕生義勝公ナリ同御誕生ハ日メ十六日帯

為御ウブ衣管領進上同廿七日又七夜御祝以是

考ニ云ハ御産衣  
 の時を以て御  
 産衣に加持  
 以て産衣に







座定りし時白髪の後打乱箱の役ありひきき給の老女ハ白  
髪其廣蓋を小児の左前方に置小児の前よりひきき給老女  
打乱箱小児の右の裾を引右の方此を通りし相見在り時白  
髪の後小児の前に打てりし時相廣蓋を入るも此の時  
務を小児の頂上サレ付テ扱白髪をうきせり同舟添をひき  
き引車りこくとまてりし時白髪をうきせり老女後  
より其座の相小児の右より打くる老女打乱箱を扱り小児  
の右の後乃方へ置扱巾の包をひきき下座退扱老女扱并  
えり白髪のを此髪をうきかしく扱をうきりうきひき  
き置ありつけ右をも左の通りより扱りうきひき打乱

箱、袖の下座の方へ退き同お度祝詞をり退く扱中獨り  
人強おいきりハ白髪をのせり廣蓋をひきき人ハ打乱箱  
を扱巾を包引りし時一置の終りのハおしりの有り男女  
同断あり

一廿八日御禮お仕事奉京都將軍家より奉也今此世  
廿八日御禮ハ

御當家より記書るところより錦蘇抄云廿八日の御礼ハ  
奉ハ神君様三河より座の時此家人皆三河の内我  
う在りし居りたり御家人ハ皆門徒衆あり廿八日寺  
詣りて此上下序ハ御機嫌を伺し也君も此侍あり



云、  
り了御逸は然一也、  
或例多々今も亦ハ有以禮あり也

貞丈雜記卷之一



